（外部からの衝撃による損傷の防止）

第十一条　使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

２　［略］

３　使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

（使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止）

第十二条　使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。

２　使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

（溢水による損傷の防止）

第十三条　使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十四条　使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（飛散物による損傷の防止）

第十五条　使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。

（重要度に応じた安全機能の確保）

第十六条　使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。

２　［略］

（環境条件を考慮した設計）

第十七条　使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。

（検査等を考慮した設計）

第十八条　使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第十一条　施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

２　［同上］

３　施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

（施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止）

第十二条　施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。

２　施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

（溢水による損傷の防止）

第十三条　施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十四条　施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（飛散物による損傷の防止）

第十五条　施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。

（重要度に応じた安全機能の確保）

第十六条　施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。

２　［同上］

（環境条件を考慮した設計）

第十七条　施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。

（検査等を考慮した設計）

第十八条　施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。